

(当初策定：平成21年10月5日)

(第1回変更：平成30年4月16日)

一級河川 阿賀野川水系

阿賀川上流圏域河川整備計画

福 島 県

阿賀川上流圏域河川整備計画

～ 目 次 ～

第 1 河川整備計画の目標に関する事項	1
1 阿賀川上流圏域の概要	1
(1) 圏域の概要	1
(2) 治水事業の変遷	5
(3) 利水の変遷	5
2 河川整備計画の目標に関する事項	6
(1) 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	6
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	8
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項	14
3 計画対象期間及び対象区間に関する事項	15
(1) 計画対象期間	15
(2) 計画対象区間	15
第 2 河川の整備の実施に関する事項	16
1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	16
2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	21
(1) 河川の維持の目的	21
(2) 河川の維持の種類及び施行の場所	21
3 その他の河川の整備を総合的に行うために必要な事項	23
(1) 河川情報の提供に関する事項	23
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項	23
(3) 住民参加に関する事項	24
(4) 河川整備を進める際の環境への配慮・対策に関する事項	24

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 阿賀川上流圏域の概要

(1) 圏域の概要

ア 圏域

阿賀川上流圏域河川整備計画の対象地域は、福島県の阿賀野川水系最上流部に位置し、「南会津地域」の中心都市である南会津町(旧田島町)を含む区域を流域とする県管理河川数 22、流域面積 825.6km²の地域である。

この地域には南会津町(旧田島町)、下郷町、天栄村(阿武隈川流域を除く一部)の2町1村が属し、大川羽鳥県立自然公園に広がる湖沼、山岳、高原などの美しく豊かな自然資源や、国の天然記念物「塔のへつり」を代表とする景勝地にも恵まれ、福島県における有数の観光スポットとしての役割を担っている。

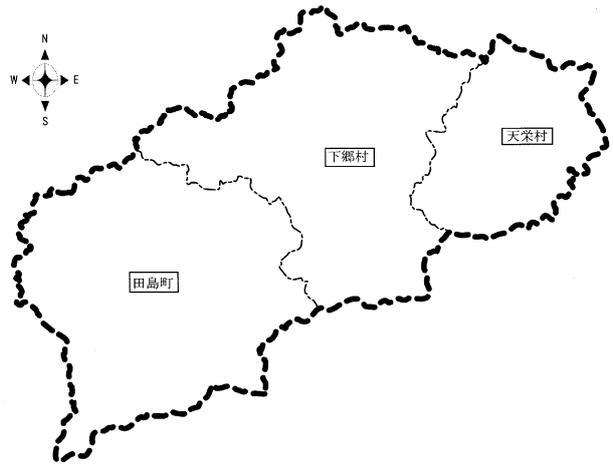
またこの地域は「奥会津」とも言われ、旧幕府時代は天領として統治

され、江戸との政治、経済、文化の交流が盛んであったことから、歴史的文化遺産が数多く継承されている。さらに、交通網の発達により地域間交流が進展しており、首都圏や新潟県、県南やいわきへ結ぶ交通連携が促進されている。

主要な支川として、桧沢川、水無川、加藤谷川、観音川、戸石川、鶴沼川などがあり、これら支川を合わせて大川ダムへと流入し、その後会津盆地へと注いでいる。

本圏域の地形としては、会津高原駅より下流は谷底平野となっているが、上流は谷幅も狭くV字谷状になってくる。全体としては、富貴沢川合流点(南会津町内)より上流がさらに急勾配で、その下流で旭ダム(下郷町)の間が少し緩勾配で、さらにその下流区域が再び急勾配となっている。

また、圏域全般の地質の特徴としては、主に花崗岩、安山岩、石英安山岩、第3紀層からなっている。山地は左右岸ともに、主に第4紀に噴出した火山岩からなっているが、右岸側の山地のほうが比較的新しい安山岩質の火山溶岩、凝灰岩で、山麓には凝灰岩の新第3紀層が広がり、さらに洪積層の河岸段丘が発達している。



図



図-2 阿賀川上流圏域概要図

イ 社会環境

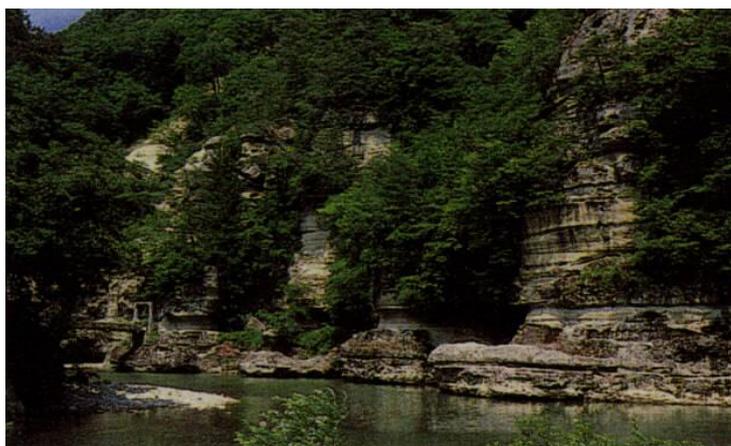
本圏域の面積は約 825 km² で、県の約 6% となっている。圏域の主な土地利用の構成は、市街地が 6%、耕地 4%、山地が 90% となっており、このうち宅地の占める面積は小さく、その大部分は阿賀川沿いに形成される田島盆地に集中している。

本圏域の人口は約 1.7 万人（福島県勢要覧 平成 28 年版、H27 年国勢調査より、天栄村圏域を除外して推定）であり、県人口の約 1% である。本圏域では高齢化が急速に進行しており、平成 27 年 10 月時点で、65 歳以上の老年人口の割合が 36% であり、福島県全体の割合の 28% を大きく上回っている現状にある。さらに、生産年齢人口については平成 2 年に 61% であったが、平成 15 年には 56% に下がっており、進学および就職による圏域外への転出傾向がうかがえる。

また就業者数は約 0.9 万人であり、県全体の 1.0% となっている。産業別構成比は第 1 次産業が 15%、第 2 次産業が 28%、第 3 次産業が 57% となっている。当該地域においては、南会東部非出資漁業協同組合が第五種共同漁業権の免許を受けており、コイ、アユ、ウグイ、イワナ、ヤマメの放流が行われている。

本圏域は自然、歴史、文化の豊かさを資源とした観光・リゾート機能や、温泉資源を利用した保養機能の整備が図られ、南会津地域の中心都市となっている。

さらに、本圏域は日光国立公園、大川羽鳥県立自然公園に含まれ、大川ラインの渓谷美と人造湖羽鳥湖及び周辺の山々がその指定地域となっている。中でも塔のへつりは、百万年もの年月をかけて侵食された奇岩・怪岩が、大川沿いに塔のように屏立し、絶景をなす。また、上流部には高山植物が自生している駒止湿原があり、塔のへつりとともに、国の天然記念物に指定されている。



写真－1 塔のへつり

ウ 自然環境

本圏域は、周囲が急峻な山々に囲まれており、気候は日本海型に準じ、冬季は積雪量も多く豪雪地帯となっている。

また、圏域全体の約90%が山地にあたり、豊かな自然環境や自然景観に恵まれ、多種多様な動植物が生息している地域でもある。

上流域は、山間溪流の様相を呈しており、^{あらかいさん}荒海山より流れ出た水は、木々の緑に覆われた森の中を流下する。流れる水は清冽にして、豊かであり、その流れは速い。河川には大きな石が点在し、その周りや淵、落ち込みはニッコウイワナの生息の場となっている。また、川そばまで河畔林が迫っているため、水辺を移動や採食に利用しているタヌキやアナグマなどの生息確認が多い。鳥類に関しては、カワセミやヤマセミの他、クマタカなどの猛禽類も確認されている。

中流部は、山間の平地に当たるため、川の水面幅も広がり、広い水路の中を蛇行しながら流下している。水際にはツルヨシが繁茂し、高水敷にも、ヤナギ低木林やオニグルミ、ヤマハンノキなど多種にわたる植物が自生している。地形的な特徴から、古くから床止めなどが設置されたために川には平瀬が連続しており、現在ではアユの格好の生息場となっている他、流れの緩やかな湛水域では、湧水により水質・水温等が安定しているため、イトヨが生息している。また、平瀬はアオサギの餌場ともなっている。中流部は河岸段丘という特徴から、段丘側面からの湧水を水源とする水路には、バイカモやミクリなどが群生し、ヤマメなどの溪流魚も生息している。

下流部は、深い溪谷となっており、山肌にはコナラやブナなどの高木類が繁茂している。川は深く切り立ったV字谷を、大きく蛇行しながら、比較的ゆっくりと流下している。河床は大部分が岩であるが、一部、流れがゆるく砂が堆積したあたりは、スナヤツメの生息場となっている。また、ウグイやカワムツの他、多種にわたる魚類の生息が確認されている。この区間は上下流に旭ダムと大川ダムがあるため、湛水域を好むカワウやカルガモなどの生息も多く確認されている。

また、阿賀川上流圏域における水質については、阿賀川本川で河川A類型（基準値BOD2mg/l以下）、羽鳥湖で湖沼A類型（基準値COD3mg/l）に指定されており、現況水質は両地点ともに環境基準を満足しており良好な水質を保持している。

(2) 治水事業の変遷

阿賀川本川は全体に流路の屈曲、蛇行が甚だしく、昭和 33 年 9 月洪水や、昭和 44 年 8 月洪水では、沿岸の家屋や道路に及ぼす被害が甚大であったことから、洪水の安全な流下を図ることを目的に、昭和 49 年より本格的な河川整備が開始された。

なお、本圏域における主要な洪水被害としては、昭和 50 年 6 月洪水における橋梁の流出 6 ヶ所、浸水被害 22 戸、被害総額 154 百万円、昭和 56 年 8 月洪水における橋梁流出 1 ヶ所、浸水被害 15 戸、被害総額 700 百万円、昭和 61 年 8 月洪水での、浸水被害 58 戸、被害総額 740 百万円、平成 27 年 9 月洪水の浸水被害 25 戸、被害総額 1,213 百万円などが挙げられ、こういった度重なる洪水被害に対する地域住民の不安を解消するため、現在も河川改修が行われている。

また、本圏域では、周辺が山に囲まれているという地形的特徴のために、土砂の流出による河床変動が問題となっており、河川改修に伴う床固め工の施工などにより河床の安定化が図られてきている。

(3) 利水の変遷

本圏域では、河川水は、古くから、阿賀川本川のほか、戸石川、^{ひざわか}松沢川等がかんがい用水として利用されてきた。

昭和に入ると、圏域全体が山地という地形的特性を生かし、高低差から生まれるエネルギーを水力発電として利用され始め、昭和 10 年に建設された昭和電工（株）の湯野上発電所をはじめとする 3 箇所発電所により、現在では総最大出力約 100 万 kw の電力供給が行われている。

また、昭和 58 年、59 年等夏期にしばしば深刻な水不足に見舞われたことや、近年旧田島町周辺の宅地化と市街地への人口集中が進み、水道用水の需要の急増が予想されていたことから、新たな水源の確保が必要となり、平成 10 年度に阿賀川支川の高野川に田島ダムが建設され、現在では南会津町水道事業に対して、日量 1,500 m³ (0.017m³/s) の水道用水が供給されるようになった。

2 河川整備計画の目標に関する事項

事業を進めるにあたっては、施設整備の必要性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向け、段階的に整備を進める。

(1) 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

ア 現状と課題

本圏域では、昭和 33 年 9 月の洪水をはじめとし、その後、度重なる洪水被害に対し、改良復旧事業等による改修を進めてきており、阿賀川本川では、昭和 49 年より本格的な河川改修が始まった。

現在では、圏域としての河川改修が進捗し、昔、「あばれ川」と呼ばれて恐れられていた河川は、今ではその頃の姿は影をひそめている。しかしながら、本圏域は、山間流域にあたる急流河川という地形的特性から、一部の地区においては、出水のたびに土砂の流出による河床変動が問題となっている。河床変動は、河積不足を引き起こし、氾濫の原因となる恐れがあるため、今後、河床の安定と河積拡大を図っていく必要がある。

また、地球温暖化などの影響により頻繁に発生している集中豪雨など、今までと異なる降雨形態にも柔軟に対応する必要がある。

近年においては、支川戸石川で、平成 14 年 10 月の台風 21 号により戸石集落で浸水被害が発生、桧沢川や黒森沢川では、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により農地や事業所、道路などに甚大な被害が発生するなど、地域住民から河川改修が望まれている。

イ 目標

本圏域は、山間流域に当たる急流河川という地理的特性を踏まえ、出水時の著しい土砂流出や堆積による河床変動の防止、および河道断面狭小部の河積拡大を図る。また、近年の地球温暖化等による影響により頻繁に発生している集中豪雨など、今までと異なる降雨形態により発生する浸水被害に対し、これを防止、軽減するため、整備を進めてきた河川のうち今後、被害のあった河川について優先的に河川整備を実施する。阿賀川本川及び戸石川については、近年の洪水である平成 14 年 10 月規模の洪水を安全に流下させることを目的とする。

また、桧沢川や黒森沢川については、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨で発生した洪水における被害の解消を図ることを目的とする。

なお本計画は、現時点の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア 現状と課題

本圏域では、100件を超える水利権が設定されており、主に、かんがい用水、発電用水、水道用水として利用されている。かんがい用水としては、阿賀川本川のほか、戸石川、桧沢川等で古くから利用されている。また水道用水としては、田島ダム等により日量 1,500 m³ が供給されており、ダム竣工後、特に不足は生じていない。また、発電については昭和 10 年に建設された昭和電工（株）の湯野上発電所をはじめとする 3 箇所発電所により、現在では総最大出力約 100 万 kw の電力供給が行われている。

このように、本圏域では、発電ダムによる貯留や放流による流量の変動、水路式発電による減水区間の存在があり、流水の正常な機能を維持するための流量の設定は重要な課題である。しかしながら、現時点では、その流量を設定するのに必要な河川の利水実態などの把握が十分ではない。

水質については、阿賀川本川で河川 A 類型（基準値 BOD₂ mg/l 以下）、羽鳥湖で湖沼 A 類型（基準値 COD₃ mg/l）に指定されており、現況水質は両地点ともに環境基準を満足しており良好な水質を保持している。

また、戦後に山林の伐採が進んだために山の保水機能の低下も問題となっており、安定した水量を確保するためにも、山林の保全や植林などが重要である。

表－1 環境基準設定状況（河川）

河川名	環境基準地点	類型	達成期間	指定年月日	備考
阿賀川	田島橋	A	イ	S48. 3. 31	BOD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22. 9. 24	水生生物の保全に係るもの

【類型】

- ・ BOD 等にかかるもの AA 類型：BOD₁mg/L 以下、A 類型：BOD₂mg/L 以下、B 類型：BOD₃mg/L 以下、C 類型：BOD₅mg/L 以下、D 類型：BOD₈mg/L 以下、E 類型：BOD₁₀mg/L 以下
- ・ 水生生物の保全に係るもの 生物 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.001mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.03mg/L
 生物特 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.0006mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.02mg/L
 生物 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.05mg/L
 生物特 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.04mg/L

【達成期間】

- 「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成、
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成、
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

表-2 環境基準設定状況（湖沼）

水域名	環境基準点	類型	達成期間	指定年月日	備考
大川ダム 貯水池	湖心	A	イ	H15. 3. 27	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22. 9. 24	水生生物の保全に係るもの
羽鳥湖	湖心	A	イ	S49. 3. 26	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H24. 2. 24	水生生物の保全に係るもの

【類型】

- ・ COD 等にかかるもの AA 類型：COD1mg/L 以下、A 類型：COD3mg/L 以下、B 類型：COD5mg/L 以下、
C 類型：COD8mg/L 以下
- ・ 水生生物の保全に係るもの 生物 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.001mg/L 以下、
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.03mg/L
生物特 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.0006mg/L 以下、
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.02mg/L
生物 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.05mg/L
生物特 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.04mg/L

【達成期間】

- 「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成、
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成、
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

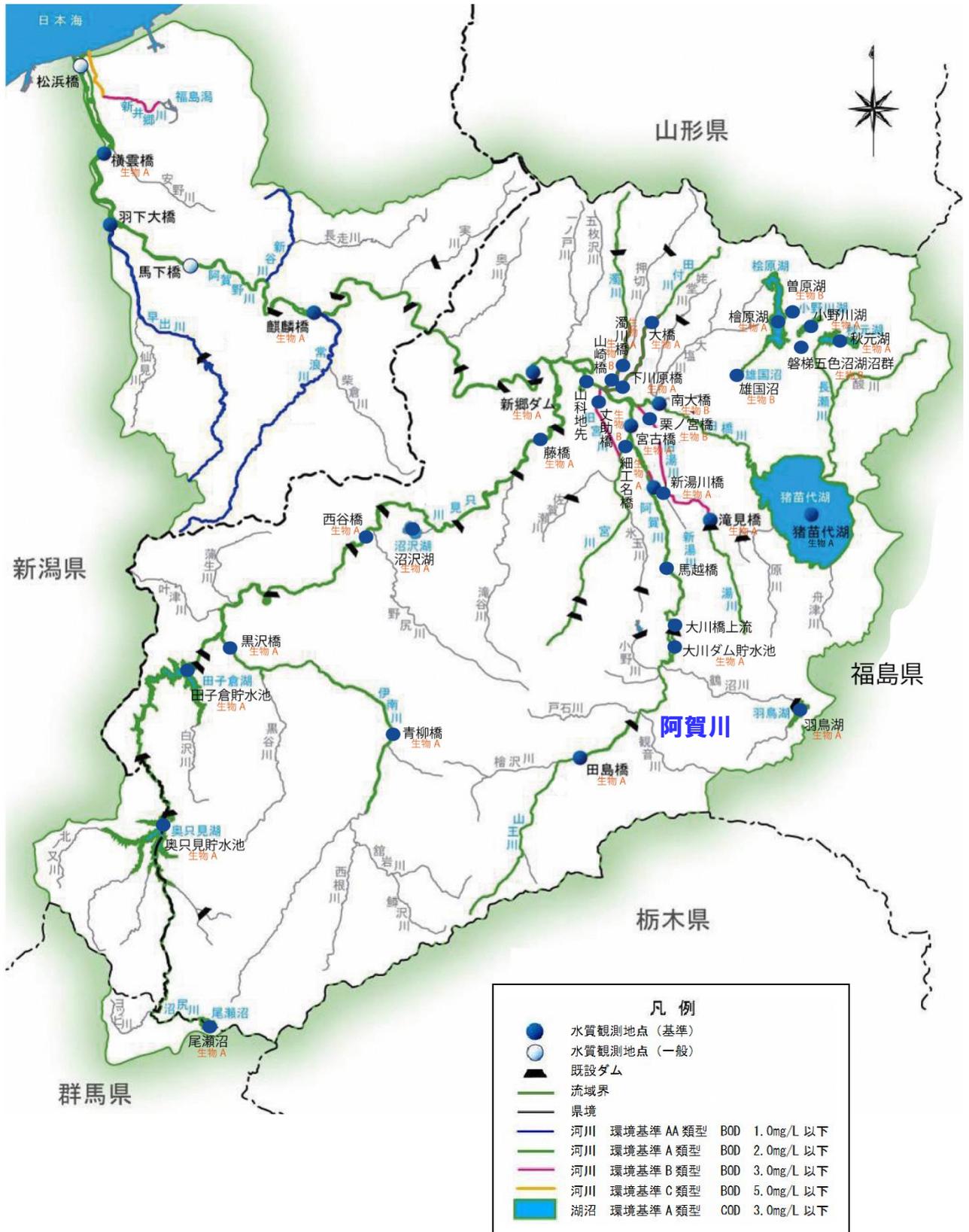


図-3 環境基準及び水質基準点位置図 (主要地点)

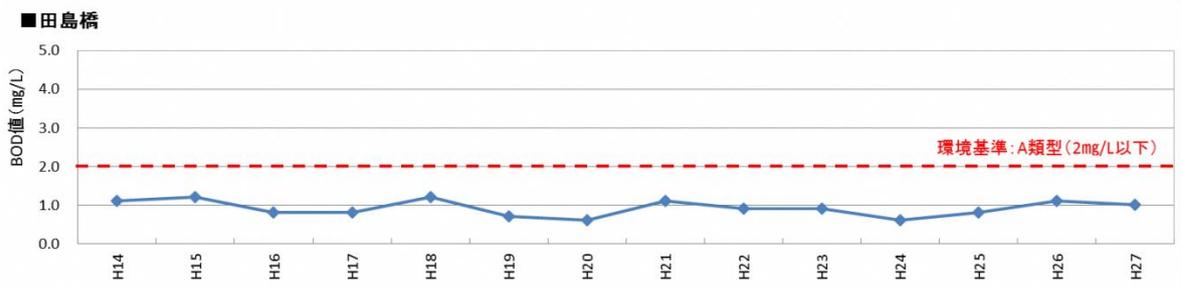


図-4 阿賀川水系の BOD75%値の経年変化

出典：水質年報（福島県）

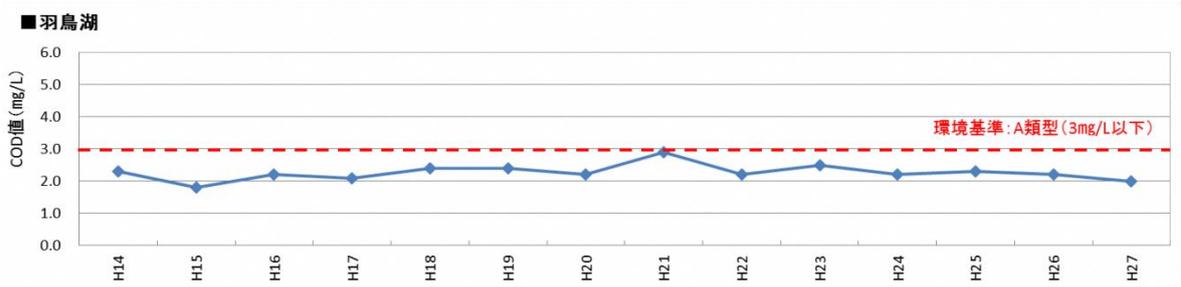
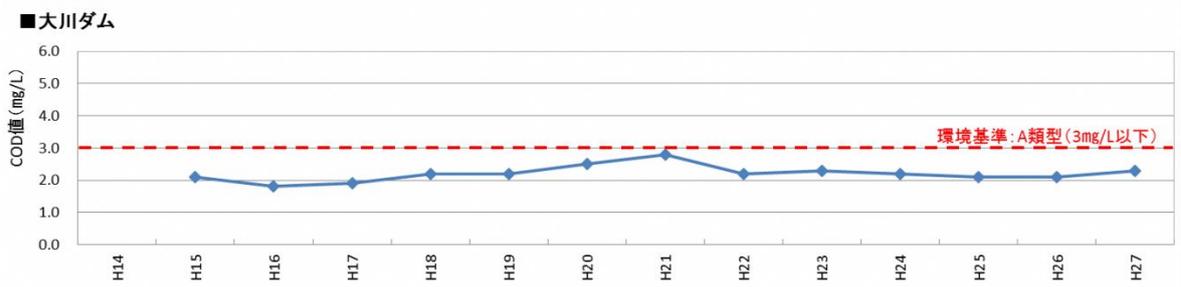


図-5 阿賀川水系内湖沼の COD75%値の経年変化

出典：水質年報（福島県）

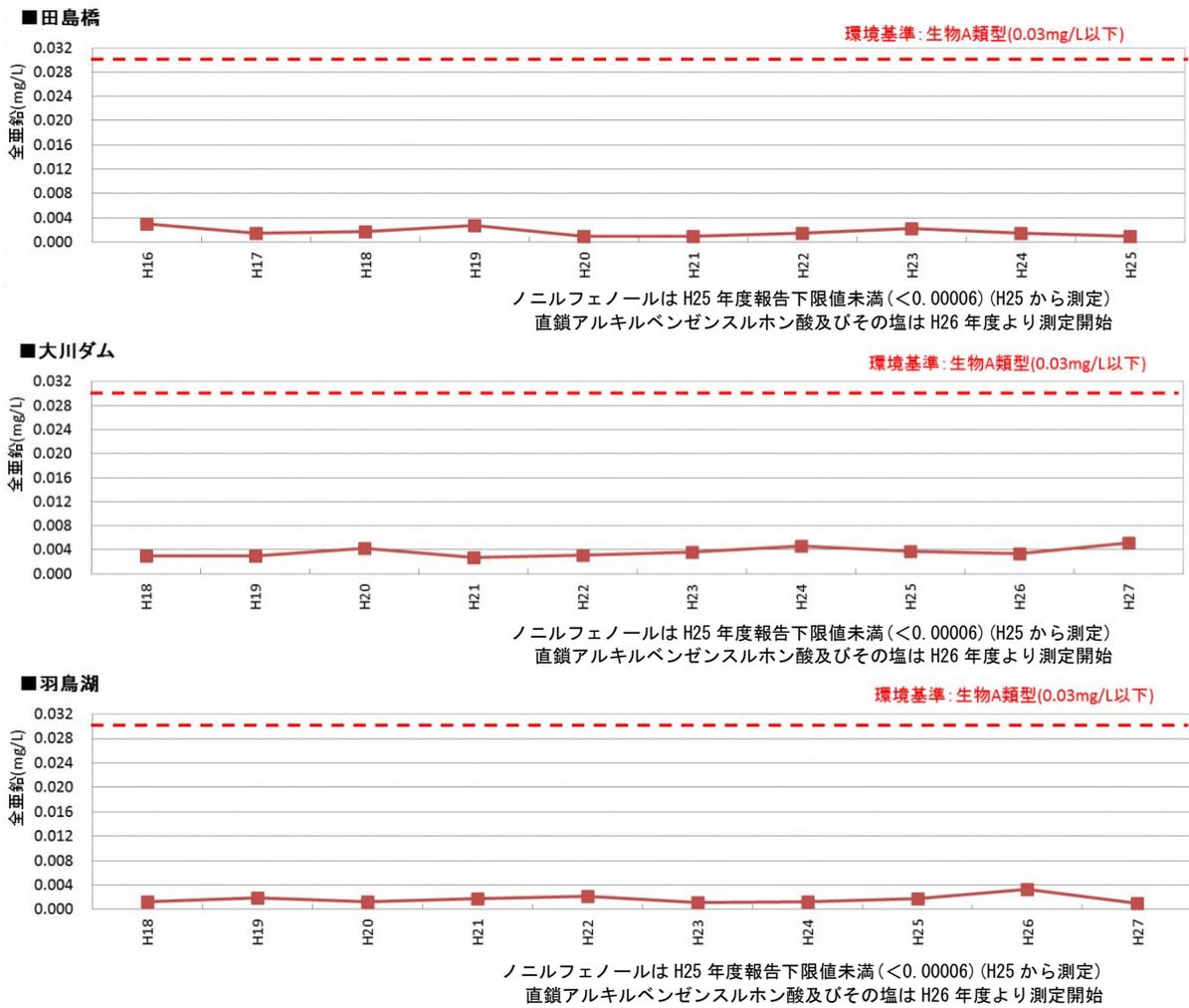


図-6 阿賀川水系の水生生物に係る環境基準の全亜鉛の経年変化

出典：水質年報（福島県）

イ 目標

河川は、貴重な地域資源であるため、関係町村、利水関係者、河川愛護団体および漁業関係者等から積極的に情報を収集し、動植物の保護、景観、水質の保全に配慮しつつ、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、必要な流量の確保に努める。

なお、高野川については、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めるものとし、田島ダム下流の高野川地点（松葉橋下流）において、概ね $0.116\text{m}^3/\text{s}$ とする。既設の田島ダムからの補給により、流水の正常な機能の維持に努める。

また、有限な資源である水の有効活用や、良好な環境の保全を図るためにも、かんがい利水者に対しては適正かつ合理的な水利用の働きかけを行うとともに、発電などの利水者に対しても、国との連携を図りながら適正な水利用を働きかける。

さらには、本圏域は最上流部にあたるため関係機関との調整により、水源涵養林の保全を働きかける。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア 現状と課題

本圏域は、緑豊かな山々、そこから流れ出る清らかな水にはぐくまれ、水辺には河畔林が広がり、非常に恵まれた自然環境を有している。これらは、地域に住む人々にとってのゆとりのある空間であると同時に多様な生物の生息、生育の場となっている。本圏域においては、この恵まれた自然環境を維持するなど、生物の多様性を保全し、未来に継承していくことが最大の課題である。

特に、本圏域には環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のアカザ、スナヤツメ、絶滅のおそれのある地域個体群のイトヨや、アユ、ゲンジボタルなどが生息しているが、近年、その生息の場は減少傾向にあり、これら圏域を代表する種については、その生息・生育環境を積極的に保全していく必要がある。

また、河川利用については、旧田島町中心部において貴重な水と緑のオープンスペースである水辺空間の整備に対する要望の高まりから、大門川合流点から永田橋上流にかけて河川公園が整備され、町民のレクリエーション、スポーツ、散策の場等として数多く利用されている。たとえば旧田島町にある「びわのかげ運動公園」は、スポーツ・魚釣りなど多様な利用が可能となっており、地域住民の貴重なオアシスとなっている。

本圏域においては、限られた空間を利用して、水辺利用環境の整備が進んでおり、住民による継続的な利活用対策、パートナーシップの推進が課題となっている。

イ 目標

河川環境の整備と保全にあたっては、阿賀川上流圏域の変化に富み、恵まれた自然環境の保全を図りつつ、地域と一体となった河川環境の整備を行うことを目標とする。

河川整備にあたっては、特に絶滅危惧Ⅱ類のアカザ、スナヤツメやイトヨ、アユ、ゲンジボタルなど本圏域を代表する種について河川環境調査を実施し、その生息環境の保全に努める。

また、水辺環境の整備については、潤いのある街づくりの核となるよう、親水護岸などの整備を図ることで水辺へのアプローチを容易にし、地域住民のゆとりある暮らしに寄与することを目標とする。

3 計画対象期間及び対象区間に関する事項

(1) 計画対象期間

本河川整備計画対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：概ね 30 年間

(2) 計画対象区間

本整備計画は、阿賀川上流圏域内の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表－3 計画の対象とする区間

	対象河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km ²)	延長 (km)
1	阿賀川	本川	大川ダム上流 ～指定区間上流端	825.6	40.8
2	鶴沼川	1次支川	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	185.8	31.1
3	赤石川	2次	鶴沼川合流点 ～指定区間上流端	31.2	5.0
4	小野川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	24.4	9.8
5	小沢川	2次	小野川への合流点 ～指定区間上流端	0.7	0.7
6	観音川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	38.4	11.2
7	戸石川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	61.4	16.8
8	田沢川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	5.1	5.0
9	加藤谷川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	60.3	11.5
10	水無川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	64.0	15.8
11	大門川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	6.4	3.0
12	桧沢川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	116.8	18.2
13	高野川	2次	桧沢川への合流点 ～指定区間上流端	18.0	4.5
14	帯沢川	2次	桧沢川への合流点 ～指定区間上流端	9.3	3.5
15	黒沢川	2次	桧沢川への合流点 ～指定区間上流端	18.0	4.3
16	赤穂原川	2次	桧沢川への合流点 ～指定区間上流端	10.3	4.5
17	黒森沢川	2次	桧沢川への合流点 ～指定区間上流端	37.4	3.1
18	小桂川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	6.9	4.2
19	金地川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	9.5	5.2
20	富貴沢川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	9.1	4.1
21	穴沢川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	6.6	3.8
22	山王川	1次	阿賀野川への合流点～指定区間上流端	21.4	4.5

(出典：福島県土木部河川整備課 河川現況調査)

第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

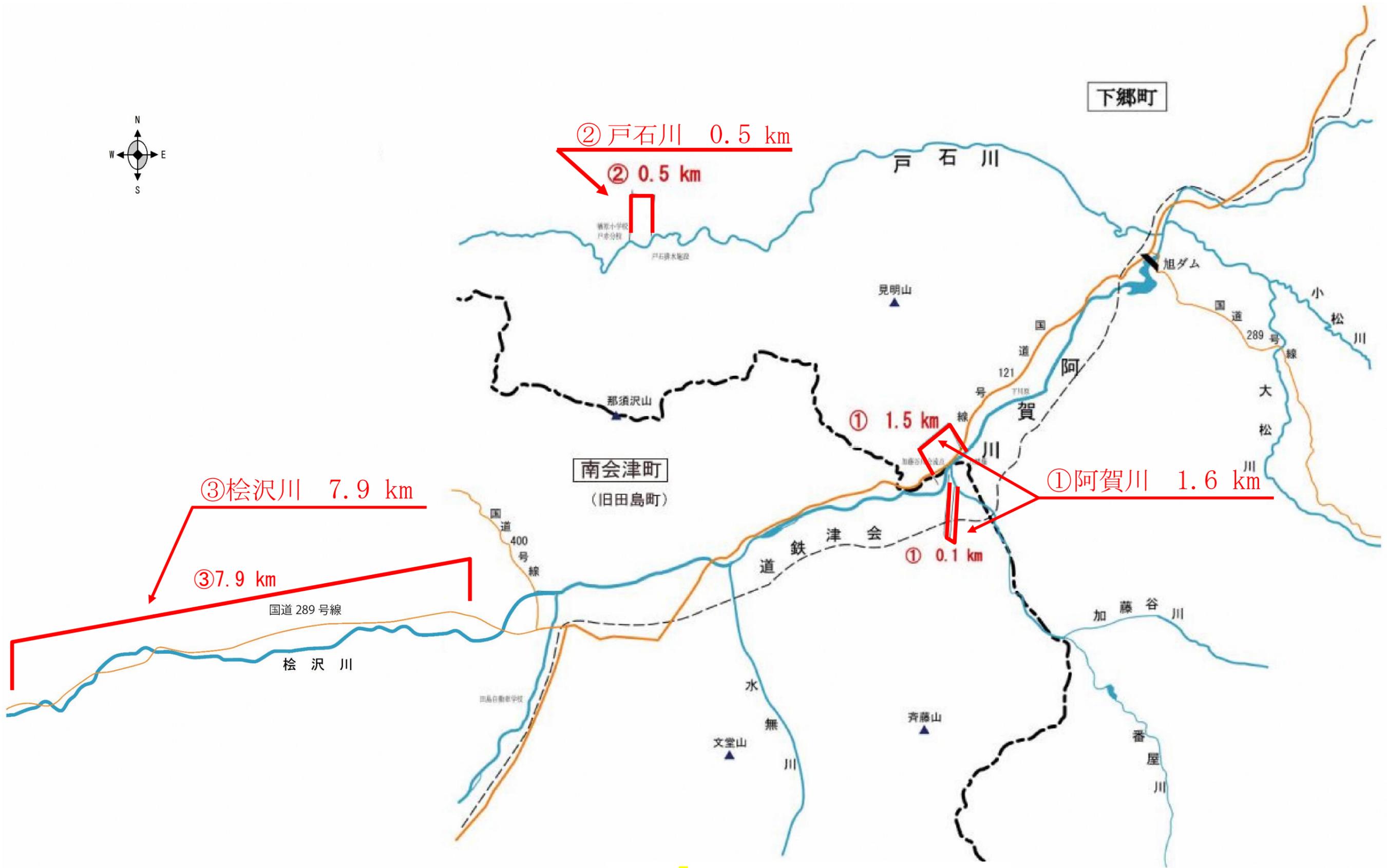
本計画期間内において、洪水を安全に流下させるため、表-4 に示す箇所において、整備の実施・促進を図るものとする。

表-4 河川整備の施行箇所

No.	河川名	施工の場所	延長 (km)
①	阿賀川	南会津郡下郷町大字豊成～南会津郡南会津町長野 (八幡橋 ～ 加藤谷川合流点上流)	1.6 km※1
②	戸石川	南会津郡下郷町大字戸赤	0.5 km
③	桧沢川	南会津郡南会津町塩江～南会津郡南会津町針生 (新田堰 ～ 黒森沢川上流)	7.9 km※2

※1 阿賀川の整備計画区間 L=1.6km には加藤谷川合流点部 L=0.1km を含む。

※2 桧沢川の整備計画区間 L=7.9km には黒森沢川 L=0.5km を含む。



SCALE 1 : 50, 000

図-7 阿賀川上流圏域整備計画位置概要

- ① 阿賀川 : 八幡橋 ~ 加藤谷川合流点上流 : L=1.6 km
 (うち、阿賀川本川 : 1.5 km, 支川加藤谷川 : 0.1 km)

当該区間は、河道断面が狭小で、かつ、河床変動が著しく、溢水の危険にさらされていることから、掘削及び築堤による河積の拡大と、床固め工整備による河床の安定を図り、洪水被害の軽減を図る。なお、実施に際してはアカザ、スナヤツメ、イトヨなどの希少魚種やカジカなどの在来魚種、及びアユ、ウグイ等の生息環境に配慮し、瀬や淵の保全など、本来の川らしい姿づくりや、親水護岸などによる河川の利活用にも配慮した整備に努める。

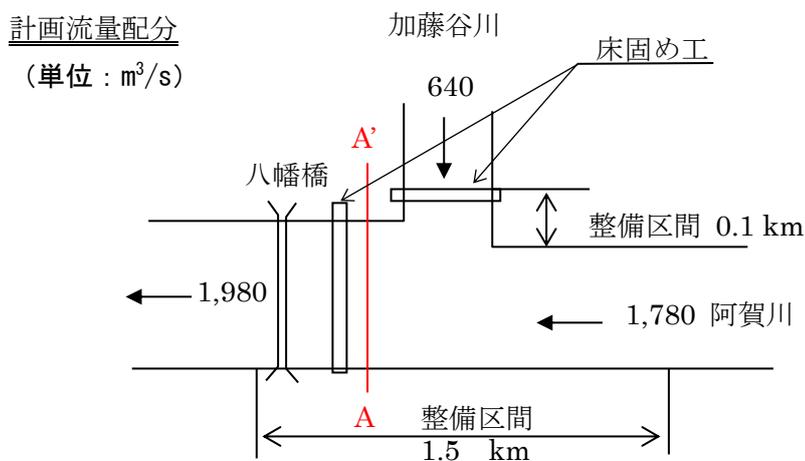


図-8(1) 阿賀川計画流量配分図

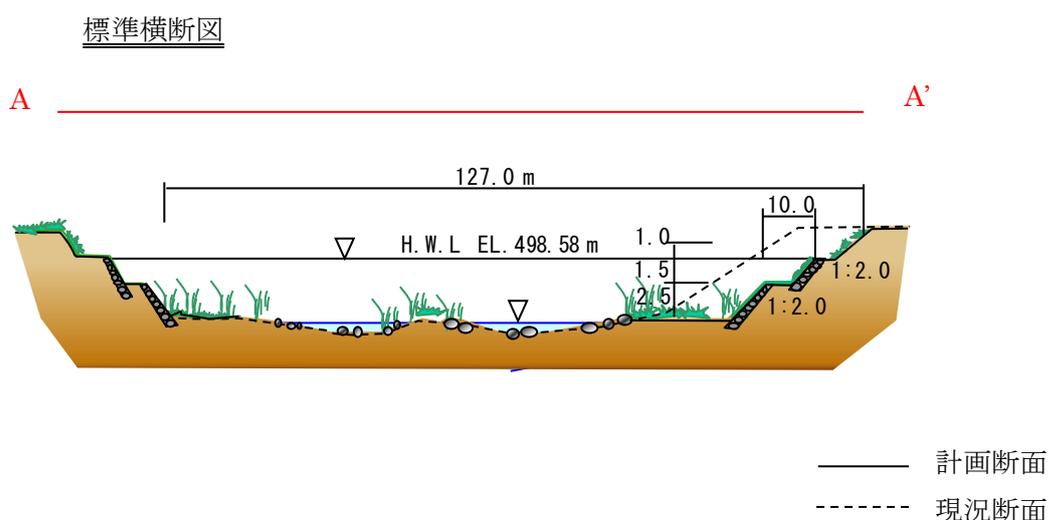


図-8(2) 阿賀川

護岸構造については、工事実施時において変更となる可能性がある。

②戸石川 : 下郷町戸赤地区 : L=0.5km

当該区間は、河道断面が狭小でかつ、保全人家側（左岸）の堤防が低いことから、掘削及び、築堤を実施し、洪水被害の軽減を図る。なお、実施に際しては、ウグイやヤマメなどの生息環境に配慮し、瀬や淵の保全など、本来の川らしい姿づくりに努める。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

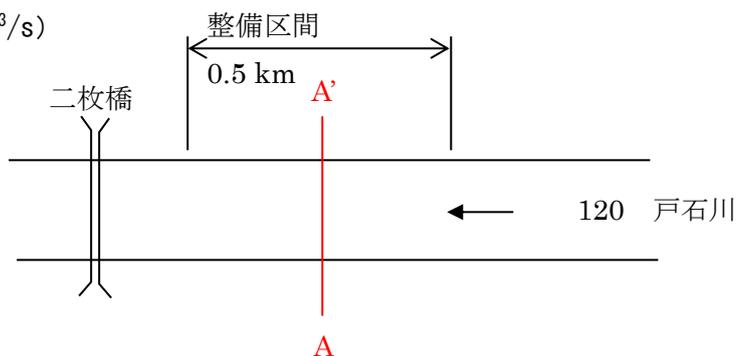


図-9(1) 戸石川計画流量配分図

標準横断面図

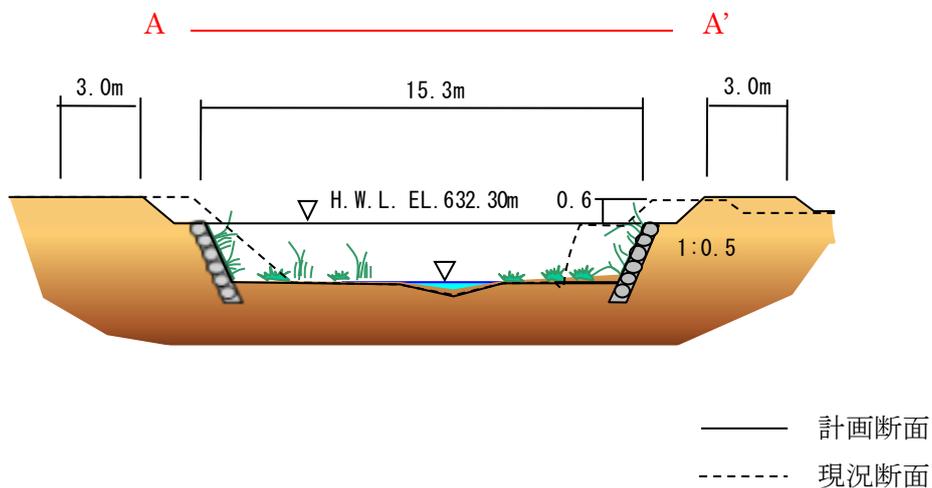


図-9(2) 戸石川

護岸構造については、工事实施時において変更となる可能性がある。

③ 桧沢川 : 南会津郡南会津町塩江～南会津郡南会津町針生 : L=7.9 km
 (うち、桧沢川 7.4km、黒森沢川 0.5km)

当該区間は、既往河道改修が進展していなかったため河道断面が狭小で、流下能力不足箇所が点在していたことから、河道掘削や引堤、築堤を実施し、洪水被害の軽減を図る。なお、実施に際しては、既往の自然環境を保持するため、瀬や淵の保全や最低限の河道掘削に抑えるなど、本来の川らしい姿の維持に努める。

計画流量配分

(単位 : m³/s)

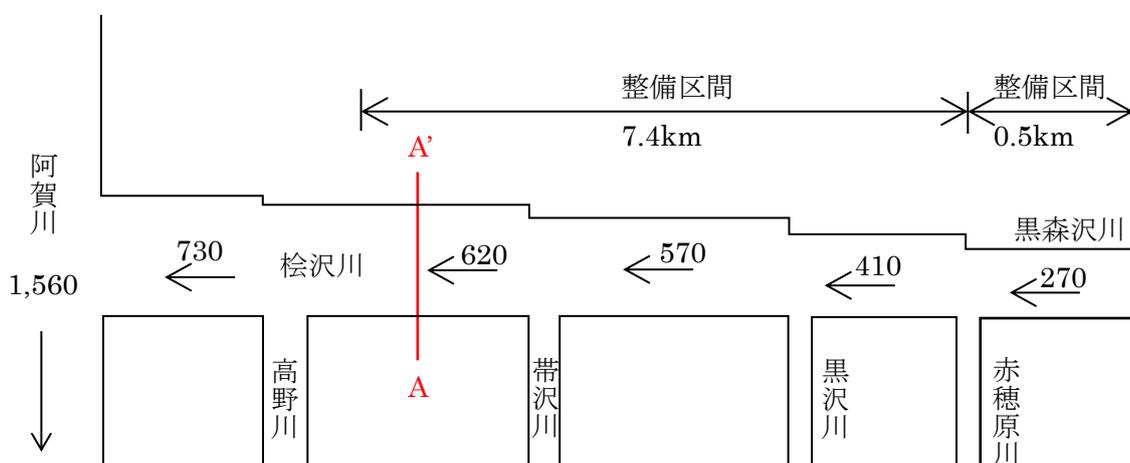


図-10(1) 桧沢川計画流量配分図

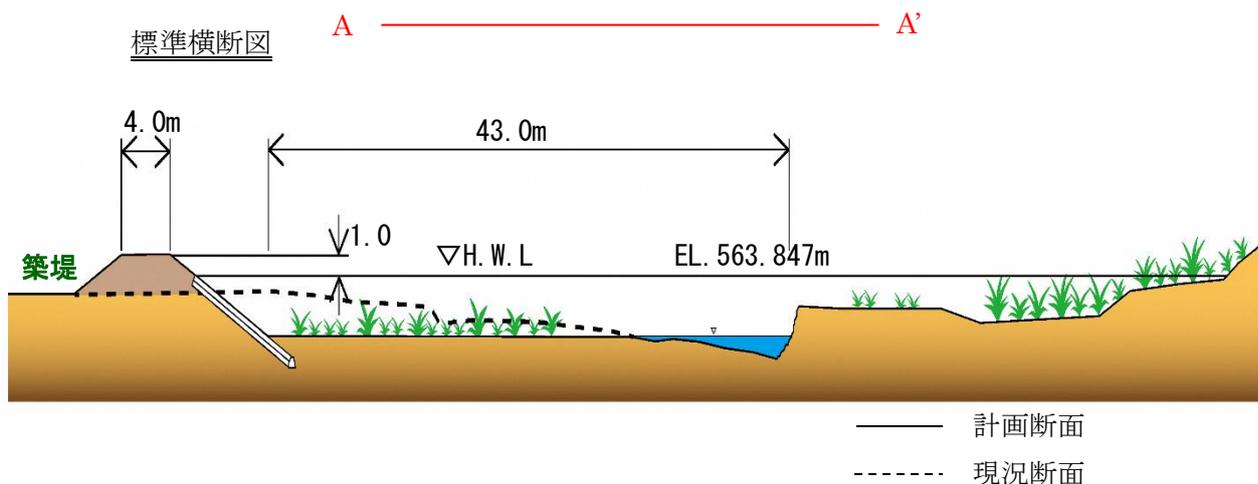


図-10(2) 桧沢川

護岸構造については、工事実施時において変更となる可能性がある。

2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

阿賀川上流域内河川の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行うことを目標とする。

(2) 河川の維持の種類及び施行の場所

ア 災害発生防止のための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

堤防・護岸は、洪水流を河道で処理するための基本的な構造物であるため、漏水・亀裂の有無など堤防の状態を点検し、必要に応じて補修を行う。

河道内の堆砂及び植生の繁茂については、河川巡視により状況を把握するとともに、魚類、植生等への影響に配慮しつつ、必要に応じて堆砂除去、伐採等を行うことで、河道の保全に努める。

ダムは、常に機能を十分に発揮できるように、出水期前点検、臨時点検、定期的な点検や整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修等を行う。

樋門など河川管理施設の維持管理については、緊急時に正常な作動をするように定期的な点検を実施し、常に良好な状態を維持する。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会、及び的確な操作が実施できるような操作環境や操作体制の改善を必要に応じて行うこととする。

(イ) 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状態を的確に把握し、河川の維持管理上の支障となることが予想される場合には、許可工作物の管理者に速やかに点検や維持補修、機能改善等を実施するよう指導する。

(ロ) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や濁水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測・収集して、市町村や地域住民へインターネット等による情報の提供を行う。

イ 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動を実施し、防災関係機関（国、町村、報道機関、消防、警察、通信、電力等）との協力体制の維持、強化を図る。

洪水時は、パトロールを実施するとともに、河川情報の収集を行い、関係機関に対

しても洪水情報の迅速な提供を図るものとする。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度及びダム等に設置される地震計の観測値が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検を行う。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 水量、水質への対応

(ア) 水量、水質の監視

水量については継続的な観測を行いつつ、地域住民や関係部局との連携のもとに監視を続ける。また、水質についても関係部局との連携を図りながら、継続的に監視を行うことで良好な自然環境の保全を図る。

(イ) 啓発活動

本圏域は阿賀川流域の最上流部にあたるため、上流に住む者として川を汚さないという意識の高揚を図るため、節水意識の向上や生活雑排水を直接河川に流さないよう呼びかけるなどの啓発活動を行う。

(ロ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息する魚類や生態系だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。そのため、平時には汚染源に関する情報の把握を行うとともに、発生時には迅速で適切な対応ができるように連絡体制の強化、関係部局との連携を図る。

オ ゴミ、車両等の不法投棄の防止

関係機関と連携を図り、地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや産業廃棄物、車両等の不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者を特定し撤去させるものとする。

カ 河川空間の適正な利用と保全に関する事項

河川空間は、地域住民が身近に自然にふれあい、生活に潤いをもたらすための大切な空間である。この貴重な空間を今後とも確保するよう努める。

本圏域では、地域ボランティアによる良好な水辺空間の保全活動が行われているところもあり、今後とも、河川愛護の啓発・普及・促進に努め、河川に関する広報活動を強化するとともに、川・サポート制度の検討など、地域住民と一体となった、河川美化運動等を実施する。

3 その他の河川の整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア 常時の情報提供

平時より、河川管理者として収集した河川に関する情報については、インターネット、地元広報誌、パンフレット等を通して幅広い年齢層に理解しやすい形で公開し、地域住民との情報の共有化を図ることで、阿賀川上流圏域内の河川を地域と一体となって適切に整備、保全する気運の高揚に努める。

イ 洪水時の情報提供

洪水時には、河川情報（雨量、水位、流量等）の収集を行い、警戒水位を越えた河川の情報を各町村へ提供するとともに、インターネットなどを通じて地域住民へ発表し、洪水情報の迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア 河川における減災・危機管理対策

近年頻発している集中豪雨の状況を踏まえ、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、円滑な避難や的確な水防活動などにより、できる限り被害の軽減を図られるよう努める。

イ 常時の連携

河川の良い環境を育み次世代へ伝えていくために、河川管理者だけではなく、市民（団体）、および関係行政機関等との緊密な連携・協調を推進する。

また、河川をはじめとする阿賀川の素晴らしい自然環境は、今を生きる私たちのものであると同時に、未来を生きる子供達の共有の財産であるという意識のもと、学校など教育機関における環境教育に対して、河川管理者として積極的に支援していくことで、子供達の地元の川への関心と興味の向上に寄与するよう努める。

ウ 洪水時の連携

沿川町村の住民避難の判断や、防災対策に資するため、河川管理者と防災関係機関（国、町村、報道機関、消防、警察、通信、電力等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の拡充に努める。

(3) より一層の安全・安心の確保に向けた取組に関する事項

本計画の目標達成までには概ね30年間の長期間を要するため、整備中の災害時にも被害が最小限となるよう、関係機関等との連携を図りながら、洪水情報の迅速な収集・提供を行える体制を整備する。

具体的には、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、流域市町村が作成する洪水ハザードマップ作成に必要な情報提供や支援、地域住民への出前講座の実施などによる危機管理意識の啓発活動を行い、地域においてより一層の安全・安心の確保に努める。

また、豪雨等による水害や気候変動を踏まえた課題に対処するため、河川におい

て氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、国、県、市町村等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有するとともに、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。

(4) 住民参加に関する事項

河川が地域の人々の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深めるとともに、河川を常に安全で適切に利用・管理する機運を高めつつ、地域住民と関係行政機関による流域全体の良好な河川環境の保全・創出を積極的に推進するよう、自然とのふれあい学習の推進、河川清掃等でのボランティア活動による管理活動、水防活動、イベントなどを通して河川愛護の思想について広く人々に周知を図る。

阿賀川の良好な自然環境は、地域住民一人一人が地元の川に対し、愛着を深め、その気持ちを何らかの形で実行するようになって初めて守れるものである。

本圏域においては、「クリーンアップ作戦」や「阿賀川ふれあい川づくり委員会」などを開催して、地元住民の川に対する意識向上を図ってきたが、今後ともこのような、地域住民が川づくりに参加できる機会を持つことで、地元の川を守っていく機運の高揚に努める。

また、新たな試みとして、工事の実施に際しては、地域住民への現地説明の機会を持つなどして、地元の理解と協力を得ると同時に、川への関心を深めてもらえるよう配慮する。

(5) 河川整備を進める際の環境への配慮・対策に関する事項

河川工事を実施する際には、当該区間の動植物等に関する調査をできる限り実施し、有識者と適宜協議を行い、河川及び沿川に生息する動植物等への影響を十分考慮して施工時期や工法を決定するなど動植物等に与える影響を極力小さくすることに努める。

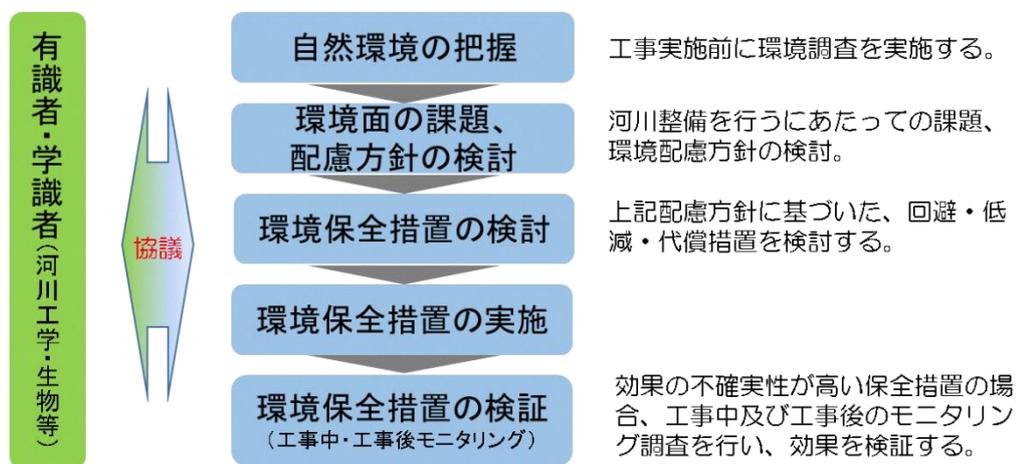


図-11 今後の河川整備を進める際の環境への配慮・対策の流れ(案)